

◎新潟県告示第892号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。
令和7年9月26日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	新潟県生第426号
肥料の種類	菌体肥料
肥料の名称	菌体肥料1号
保証成分量	窒素全量 1.1%
その他の規格	使用される原料、含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事項は公定規格の とおり
生産業者の名称及び住所	株式会社ホーネンアグリ 新潟県長岡市飯塚1986番地
失効年月日	令和7年8月30日